

令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

参考資料 1

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 01

1 基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	01 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
主担当局	健康福祉局		

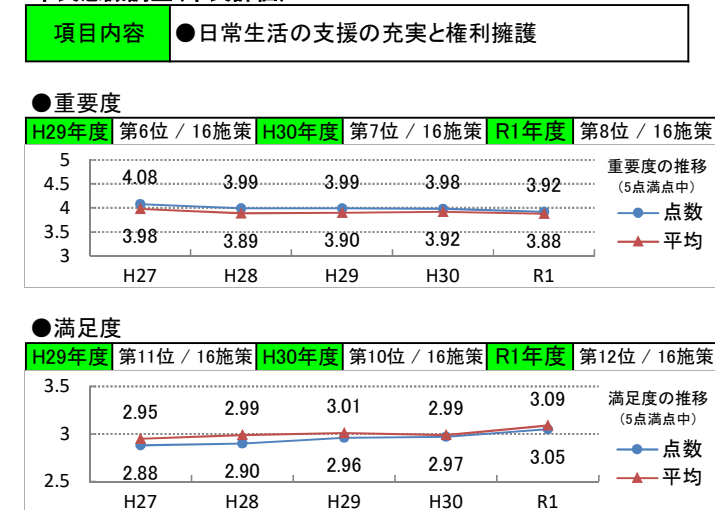
2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値							進捗率 (R1)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2~R4
A 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	44.1	%	29.0	37.3	32.3	39.0	34.5	35.3	38.3		86.8%
B グループホームの利用者数	↑	391 (R2)	人	197	217	243	264	279	300	303		77.5%
C 成年後見制度利用支援事業の利用人数	↑	53	人	11	15	15	15	36	29	35		66.0%
D												
E												

3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	社会福祉施設等施設整備費補助金
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	グループホーム等新規開設サポート事業
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)		総合戦略	④
行政が取り組んでいくこと	■ 日常生活の支援の充実と権利擁護		
【適正なサービスの給付等】	(目的)日常生活を営むために必要な障害福祉サービス等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果)①居宅介護サービス等の利用者数は、第5期障害福祉計画の計画値に対して約92%の実績(令和元年度:1,695人)となっており、障害のある人の在宅生活に対して一定のサービスが提供されている。(参考:障害福祉サービス全体の支給決定者数 4,399人)(目標指標A) ②児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、第5期障害福祉計画の計画値に対して約86%の実績(令和元年度:1,366人)となっており、障害のある児童の療育支援に寄与している。(参考:障害児通所支援全体の支給決定者数 1,700人)(目標指標A) ③障害児通所支援の適正給付に向けて、基準最大支給量を従前の「各月27日」から国が示す基準の「各月23日」に合わせるなど、支給決定基準(ガイドライン)の更新を行った。 ④発達障害のある児童を適切な療育支援につなげていくため、子どもの育ち支援センター(いくしあ)や委託相談支援事業所との連絡会を開催し、近況や課題の共有、今後の連携策等について意見交換を行った。 ⑤依然として利用ニーズが高い障害児通所支援の質の向上を図るため、令和2年1月から指定事業所への実地指導を開始しており、特に事務処理上での指摘事項が多いことが分かった。 ⑥第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)で、他の公共施設等への機能移転対象とされた障害福祉サービス事業所(あざくら分場、あいあい分場)の運営法人と意見交換を行い、機能移転にあたっての課題や法人の意向を伺うなどの共有を図った。 ⑦新型コロナウイルス感染症が流行する中、感染拡大の防止やサービス提供の維持・継続に向けて、指定事業所にマスクや消毒液を提供するほか、医療的ケア児の家庭に手指消毒用エタノールを送付した。 (課題)④いくしあから児童発達支援センターなど療育支援機関への支援者の引継ぎにおいて、一定のスキームが確立できていないため、情報伝達や情報共有が速やかに実施できるよう整理していかねばならない。 ⑤事務処理上の不備等が多くなっている障害児通所支援事業所に対して、指導機会等を確保していかねばならない。 ⑥対象事業所の機能移転にあたっては、環境の変化による利用者への配慮や移転先地域の理解など様々な課題が伴うため、安定的な事業運営を前提として、運営法人との協議・調整を進めていかねばならない。 ⑦感染症が収束するまでの間、サービス利用者等に必要な支援が継続されるよう、指定事業者の支援体制等の維持・確保が求められる。		
【グループホーム、地域生活支援拠点等】	(目的)地域で安心して暮らしていくための基盤を整備することにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果)⑧市内のグループホームの定員数は、第3期障害者計画の目標値に対して約90%の実績(令和元年度:453人)となっており、利用者数は、第5期障害福祉計画の計画値に対して約85%の実績(令和元年度:303人)となっている。(目標指標B) ⑨グループホームの整備促進に向けては、指定事業所のネットワーク会議において、開設や運営にあたっての課題等を共有するほか、「グループホーム等新規開設サポート事業」を実施し、6ホーム(定員29人)に開設経費の一部を助成した。また、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」の整備補助事業者を募集し、選定委員会を審査・選考を行った。 ⑩「地域生活支援拠点」の機能強化に向けては、コーディネーターが新たに生活介護事業所を直接訪問し、聞き取り調査を行うことで運営状況等の把握に取り組んだ。また、グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議を4回開催して、防災・感染症対策や人材育成の方策等の情報共有を図るほか、委託相談支援事業所も参画して、計画相談支援事業所との連携等について意見交換を行った。 (課題)⑧⑨市内の利用状況やネットワーク会議における意見等からも、親元からの自立等によって、グループホームの利用ニーズは依然として高く、一層の整備が必要と考えられる。また、「日中サービス支援型グループホーム」は新たなタイプのグループホームであり、本市での設置は初めてとなることから、サービスの質の確保や運営状況の評価方法等について整理していかねばならない。		
【権利擁護】	(目的)権利擁護のための取組を進めていくことにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果)⑪成年後見制度について、成年後見等支援センター(南北保健福祉センター)では相談や申し立て支援を実施するほか、指定相談支援事業所の連絡会や家族会等で講義を行うなど、国の制度改正の内容も含め、制度周知のための研修や講師派遣を行った。なお、令和元年度の成年後見制度利用支援事業の利用者数は35人であった。(目標指標C) ⑫障害者虐待防止センター(南北保健福祉センター)で常時の通報受付体制を確保し、虐待事例には複数職員で対応することで、OJTによる人材育成にも取り組んでいる(令和元年度:通報・相談件数31件、うち、虐待認定4件)。また、虐待防止制度や緊急通報先を一層周知するため、障害者虐待に見識のある専門家を講師として招き、相談・就労・生活支援に係る指定事業所を対象に合同研修会を開催した。 (課題)⑪潜在的なニーズはあると思われるため、支援を要する人に対しては適切な制度利用に結び付ける必要がある。一方、家族会での研修会の際に、親亡き後の当事者の将来が不安であるとの意見を受け、当事者や家族、支援者が将来の備えとして制度の知識を持ち、将来に対して安心感を持てるようにとの観点から、制度周知や啓発を進めていくことも必要である。 ⑫虐待・緊急通報先の認知度は、令和2年2月に実施したアンケート調査結果で31.8%と、障害当事者等においても未だ低い状況にある。また、虐待・緊急通報の増加に伴い、その対応件数も増加しており、支援体制の確保や担当職員の支援力・判断力の向上が求められる。		

令和2年度の取組	
【適正なサービスの給付等】	④定期的にくしあや障害のある児童の支援機関等との意見交換の場を持ちながら、事例を参考に運用の改善を図るとともに、情報共有や連携のスキームを確立していく。 ⑤障害児通所支援事業所の適正給付にあたっては、指定基準や支給決定基準の理解が進むよう、指定事業所に対する事前説明会等を開催するなど、効果的かつ効果的な実施手法を確立しながら、サービスの質の向上を図っていく。 ⑥対象事業所の機能移転に向けては、運営法人の意向等も十分に考慮しつつ、運営場所等も含め関係部局等との協議・調整を進め、具体的な方策をまとめていく。 ⑦感染症が収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保に向けては、指定事業者等と連携を密に図り、国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の着実な実施に取り組んでいく。
【グループホーム、地域生活支援拠点等】	⑧⑨グループホームの整備促進に向けては、引き続き、既存事業を有効に活用するとともに、次期の障害者計画に今後の整備方策等を盛り込んでいくため、改めて利用ニーズや事業所の受入状況等の把握を進めていく。また、「日中サービス支援型グループホーム」の整備や運営の評価等について整理を進めていく。 ⑩「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、既存のネットワーク会議の定期的な開催に加えて、令和2年度は新たに生活介護事業所によるネットワーク会議も立ち上げ、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化につなげていく。
【権利擁護】	⑪成年後見制度については、引き続き、支援を要する人に対する制度利用を進めていく。また、障害当事者や家族、支援者が将来の備えとして知識を持てるよう、家族会や相談支援事業所等に対して丁寧に周知啓発するとともに、連携を密にして、障害当事者の権利擁護につながるよう相談支援に努めていく。 ⑫障害者虐待の防止対策については、障害者虐待防止センターでのOJTによる人材育成や関係機関との連携に取り組み、引き続き、支援体制の確保に努める。また、虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、これまでの取組に加え、障害者差別解消法や新たに制定された「尼崎市人権文化いきづまづくり条例」の取組とあわせて啓発を企画していくなど、より効果的な方法を取り入れていく。

6 評価結果

・いくしあの開設にあたっては、障害のある児童の支援機関と意見交換を行い、情報共有を図ることができた。
・引き続き、具体的な事例をもとに意見交換を行い、支援者間の引継ぎや情報共有の在り方についてフロー図を作成するなど、連携事例を蓄積し適切な支援や連携強化を進める。
・新型コロナウイルス感染症の影響下においても必要なサービス等が維持できるよう、事業所の運営状況の把握や相談への対応、衛生用品の調達・配布などサービス等提供体制の確保に向けた取組を推進する。

主要事業の提案につながる項目

令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 02

1 基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	02 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。
主担当局	健康福祉局		

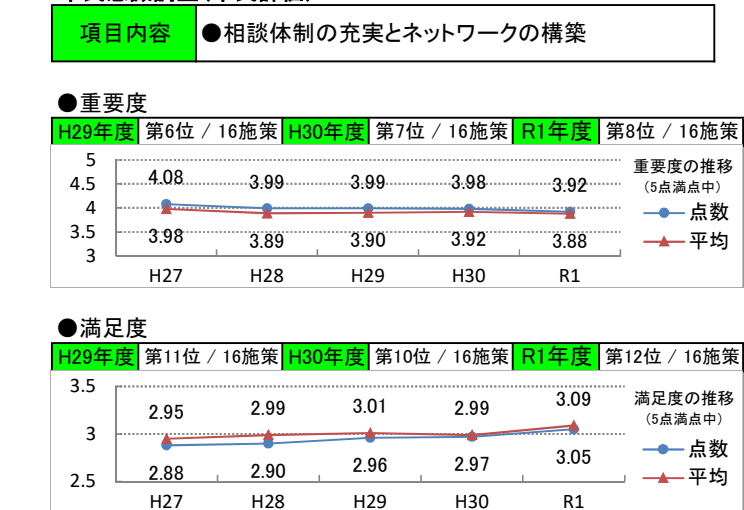
2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値							進捗率 (R1)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2~R4
A サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	100	%	—	2.0	14.1	22.3	42.1	62.2	70.8		70.8%
B 委託相談支援事業所における延べ相談回数	↑	—	回	14,302	17,581	17,826	19,020	20,313	20,780	22,902		—
C 委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	↑	—	人	133	156	213	230	222	223	269		—
D												
E												

3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	障害者(児)相談支援事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)		総合戦略	④
行政が取り組んでいくこと ■相談体制の充実とネットワークの構築			
<p>【相談支援体制の充実】 (目的)日常生活やサービス等に係る相談に応じ必要な情報等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果)①「サービス等利用計画」と「障害児支援利用計画」(以下「利用計画」という。)の作成については、基幹相談支援センター(南北保健福祉センター)等が中心となり、連絡会や研修会を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組む、令和元年度末の作成達成率は70.8%(6,099人に対して4,318人を作成)に増加した。(目標指標A) ②利用計画の更なる作成促進に向けては、各相談支援事業所の作成数や担当ケースの傾向、相談支援専門員の配置状況等の把握に加えて、計画未作成者の障害種別やサービスの利用状況等を基に現状分析を行い、今後の対応策について検討を進めた。 ③支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及に加え、子どもの育ち支援センター(いくしあ)など関係機関からの支援の引継ぎ等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和元年度:22,902回)や当該事業所等における発達障害の人等の相談者数(令和元年度:269人)は、近年高い水準で推移している。これらの相談への適切な対応・支援に向けて、毎月開催する連絡会で情報共有や事例検討、テーマ別研修を行うほか、いくしあとの連絡会も開催して、近況や課題の共有、今後の連携策等について意見交換を行った。(目標指標B・C) (課題)①②利用計画の作成数は着実に増加しているものの、サービス利用者数も依然として増加傾向にあることから、全体の作成達成率は大きく伸びていない。また、利用計画の現状分析の結果をみると、特に知的障害のサービス利用者数が多いにもかかわらず、対応できる相談支援事業所や相談支援専門員が不足しているため、作成体制の強化が求められる。 ③いくしあから児童発達支援センターなど療育支援機関への支援者の引継ぎにおいて、一定のスキームが確立できていないため、情報伝達や情報共有が速やかに実施できるよう整理していかなければならない。</p> <p>【ネットワークの構築等】 (目的)地域の支援体制等の協議を行うネットワークの構築等により、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果)④本市の相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業所が事務局となり、障害当事者をはじめ地域の様々な関係者で構成する「自立支援協議会」や、4つの部会等を定期的に開催(令和元年度:計39回)して、社会資源の情報や支援体制に係る課題の共有、連携の強化等を行った。 ⑤「相談支援」、「就労支援」、「地域生活支援」の中核を担う本市の委託機関が中心となり、指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催(令和元年度:計38回)して、情報共有や連携強化を図った。 ⑥「自立支援協議会」や指定事業所のネットワーク会議は、その開催頻度が高いため、参加が重複する支援機関や事務局の負担が軽減されるよう協議を進め、一部の会議体において開催回数を整理した。 ⑦医療的ケア児への適切な支援に向けては、令和元年9月に保健、医療、障害福祉、教育等の関係者による部会を立ち上げ、今後の進め方について協議したほか、兵庫県の圏域コーディネーター等による「阪神圏域連絡会」と現状の課題や取組状況、それぞれの役割等について共有を図った。また、本市における医療的ケア児の実態把握を進めていくため、保健所や基幹相談支援センター(南北保健福祉センター)、特別支援学校等が保有するデータを集約して、リスト化を図った。 ⑧「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」の設置に向けて、既存の「精神障害者地域移行・地域定着推進会議」で課題の整理を行い、市内の関係機関、当事者団体と意見交換を行った。 (課題)④⑤⑥本市の障害者支援に係る会議体は、令和元年度に「医療的ケア児支援のための協議の場」、令和2年度にも新たに「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」が増えるなど非常に多く、その開催頻度も高くなっているため、引き続き、参加が重複する支援機関や事務局の負担軽減が課題となっている。 ⑦医療的ケア児については、近年、総合病院からの退院件数も増えていることから、地域における支援・連携体制の早急な整備が求められる。 ⑧既存の推進会議では、相談支援事業所や訪問看護ステーション、保健所など支援機関を中心とした協議を進めてきたが、精神障害の当事者団体も参画する新たな協議の場として開催するにあたっては、それぞれの役割等も考慮し、今後の進め方を整理していかなければならない。</p> <p>【障害者計画等】 (目的)障害者施策を総合的・計画的に推進することにより、障害のある人が自立した生活を営むことができるよう支援する。 (成果)⑨「尼崎市障害者計画・障害福祉計画」については、国の基本計画や基本指針案を始め、現行計画の「評価・管理シート」の進捗状況や評価内容等を検証し、次期計画の策定ポイントを整理するほか、障害のある人の生活実態やサービスの利用状況、支援ニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施した。 (課題)⑨次期計画の策定にあたっては、現行計画の評価等による策定ポイント(推進項目など)やアンケート調査による傾向等を踏まえて、人権や障害者雇用に係る本市関連計画の取組等も十分考慮しながら、協議を進めていかなければならない。</p>			

6 評価結果

令和2年度の取組	
<p>【相談支援体制の充実】 ①②利用計画の作成促進に向けては、主に知的障害のある人を支援対象とし、市内で日中・施設系サービス事業所を多く運営する社会福祉法人を新たに委託相談支援事業所として確保することで、作成数の増加に取り組む。また、作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、委託相談支援事業所(計8か所)と今後の進め方等について協議を重ねながら、一層の連携・協力を図っていくとともに、基幹相談支援センター等が中心となって、研修会や連絡会を継続的に開催するなどし、相談支援事業所の人材育成や確保、連携強化に取り組んでいく。 ③今後も高まる相談支援ニーズに対応するため、引き続き、委託相談支援事業所の連絡会を定期的に開催し、基幹相談支援センターの相談支援専門員がより効果的な研修等を企画・実施するなどして、相談員の知識や支援力の向上に取り組む。また、定期的にいくしあと障害のある児童の支援機関等との意見交換の場を持ちながら、事例を参考に運用の改善を図るとともに、情報共有や連携のスキームを確立するなど、発達に課題を抱える児童の切れ目のない支援に取り組んでいく。</p> <p>【ネットワークの構築等】 ④⑤⑥本市の障害者施策の推進に向けては、引き続き、「地域生活支援拠点」の中核を担う支援機関が中心となり、自立支援協議会や指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催・運営していくことで、障害当事者や地域の関係機関による協議の場を継続していく。また、一部の会議体で開催回数が減少したが、引き続き、負担軽減についても検討を進め、より効果的かつ効率的な運営体制となるよう協議していく。 ⑦医療的ケア児の適切な支援に向けては、まず、総合病院からの退院連携スキームを確立するため、病院や診療所、訪問看護ステーションとも連携を図りながら、より詳細な実態把握に努めていく。また、地域における支援・連携体制については、基幹相談支援センターに配置する「医療的ケア児支援コーディネーター」を中心とした相談支援機能を設置していくなど、引き続き、部会等において協議を進めていく。 ⑧「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」の設置・開催に向けては、自立支援協議会と連携を密に図るとともに、当事者団体の意向等も十分に考慮しながら、地域の実態把握や課題の抽出、支援機関の連携等について協議を進めていく。</p> <p>【障害者計画等】 ⑨次期計画の策定に向けては、社会保障審議会(障害者福祉等専門分科会)や、その下に設置するテーマ(重点課題)別の計画策定部会(3部会)において、集中的かつ効率的に審議を進めていく。また、自立支援協議会や手話言語条例施策推進協議会等での協議のほか、相談支援・就労支援・地域生活支援に係る指定事業所のネットワーク会議等においても意見を伺うなどし、幅広い意見を取り入れながら検討を進めていく。</p>	
<p>主要事業の提案につながる項目</p>	

・利用計画の作成について、相談支援事業所等との連携強化により、着実に作成達成率を向上することができた。

・新たな委託相談支援事業所を設置し、サービス利用者の障害種別に応じた相談支援体制の充実に取り組んでおり、作成達成率の更なる向上に向けて、引き続き、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が十分に連携・協力を図りながら、利用計画の作成を推進する。

・医療的ケア児等の地域における支援・連携体制の構築に向けて、引き続き、関係機関による協議を進める。

令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 03

1 基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	03 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
主担当局	健康福祉局		

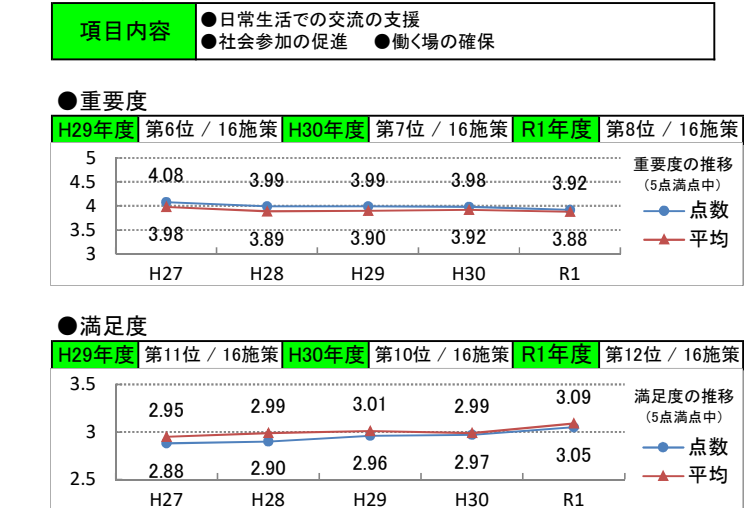
2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値							進捗率 (R1)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2~R4
A 委託就労支援機関を通じた就労者数	↑	55	人	35	30	36	44	35	54	31		56.4%
B 障害者優先調達推進法に基づく調達実績件数	↑	12 (R2)	件	4	5	6	8	7	8	12		100%
C 意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	80	人	26	30	43	50	39	62	56		70.0%
D												
E												

3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	身体障害者福祉会館移転事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	意思疎通支援事業
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	障害者就労支援事業
2	意思疎通支援事業
3	手話言語普及啓発事業
4	自発的活動支援事業
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)	総合戦略	
<p>行政が取り組んでいくこと ■日常生活での交流の支援</p> <p>【交流・活動支援】 (目的)地域における交流や活動機会の提供を支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。 (成果)①地域交流の場となる「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」は来場者数が年々増加しており、実行委員会のメンバーが「ミーツの学校」や「ミーツ・ザ・福祉サミット」等のプロジェクトを独自に催すなど、新たな交流が生まれた。また、委託事業者から改めて、従前の「提案型事業委託制度」による実施の提案があり、審査会において評価・採択された。 ②尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)に基づき、老朽化した「身体障害者福祉会館」の「教育・障害福祉センター」への移転を進めていくため、令和元年度は当該会館の指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の役員との協議や団体会員への説明・意見交換会等を行い、移転についての情報共有を図った。 (課題)②移転後も現在の会館機能が維持され、障害のある人にとってより使いやすい施設となるよう、当事者団体への丁寧な説明や関係機関等との協議・調整を進めていかなければならない。</p>	総合戦略	-
<p>行政が取り組んでいくこと ■社会参加の促進</p> <p>【差別解消・コミュニケーション支援】 (目的)差別解消や障害特性に応じたコミュニケーションを支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。 (成果)③差別解消に係る制度周知を図るため、既存の啓発用リーフレットを増刷して全公立中学校に配布するとともに、各中学校に対して、障害当事者が参加する授業や教員研修の案内を行った。 ④障害者差別解消支援地域協議会において、新たな啓発用パンフレットの作成や活用方法等の協議に取り組んだ。また、新たに制定された「尼崎市民権文化いきづつまちづくり条例」の周知パンフレットにも障害者差別解消法の概要等を掲載することで、周知・啓発を図った。 ⑤意思疎通支援者の養成にあたっては、新たに「失語症者向け支援者」の養成講座を開講するなど受講機会の拡大に取り組んでおり、令和元年度の講座修了者数は全体で56人であった。(目標指標C) ⑥手話の普及等に向けては、手話ハンドブック・パンフレットを各種講座やイベント等で配布するほか、「はじめての手話講座」など市民向けの講習会を4講座開催して、計30人の参加があった。 ⑦障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、「尼崎市民権文化いきづつまちづくり条例」の策定段階において、当該条例に掲げる定義や施策の策定に係る考え方、位置付け等の整理を行い、その内容を各当事者団体に説明することで、情報共有を図った。 (課題)③④障害者差別解消法の認知度は、令和2年2月に実施したアンケート調査結果で14.0%(参考:平成29年7月 11.3%)と、障害当事者等においても未だ低い状況にある。 ⑥市民等向けの手話講習会の参加者数が増えず、より効果的な周知・広報が求められている。 ⑦障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、現在策定を進めている「人権文化いきづつまちづくり計画」や次期「尼崎市障害者計画」において、現状の取組や課題、今後の方向性等を示していくことが求められる。</p>	総合戦略	-
<p>行政が取り組んでいくこと ■働く場の確保</p> <p>【就労支援等】 (目的)就労や働く場・機会の提供を支援することにより、障害のある人の自立と社会参加を促進する。 (成果)⑨「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた令和元年度の就労者数は31人であった。(目標指標A) ⑩「障害者就労チャレンジ事業」については、「しごとくらしサポートセンター」からもチャレンジャーの受入れを行うなど、令和元年度は10人の支援にあたった。なお、平成27年度から令和元年度の5か年でチャレンジャー32人を受け入れ、そのうち10人が一般就労に結びついた。 ⑪障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けて、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を開設するほか、共同受注の支援により、発注企業(7社・12件)から15事業所への契約に結び付けた。また、継続的に企業イベントへの出店や店内販売「尼ろえるフェア」を開催(令和元年度:計5回)するほか、販売施設を対象に食品表示や衛生管理に関する研修会を開催した。(目標指標B) (課題)⑨⑩⑪障害者雇用促進法の改正により、本市職員に障害者雇用に関する取組や方向性等を示す「障害者活躍推進計画」を令和元年度に作成しており、今後、障害者就労に係る各事業についても、当該計画に掲げる取組との連携等が求められる。</p>	総合戦略	-

6 評価結果

令和2年度の取組	主要事業の提案につながる項目
<p>【交流・活動支援】 ①「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」については、更なる付加価値を生み出していけるよう、引き続き、委託事業者や実行委員会、市民等との協働に取り組んでいく。 ②会館移転に向けては、当事者団体の意向等も十分に考慮しつつ、移転工事の設計内容等について、関係部局や移転先施設等と協議・調整を進めていく。</p> <p>【差別解消・コミュニケーション支援】 ③④障害者差別解消法や制度の周知・啓発に向けては、継続的に実施している講座や研修会等に新たなパンフレットを活用するほか、「障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催し、引き続き、差別事例の共有やその解消に向けた取組、効果的な啓発手法等について協議していく。 ⑥手話の普及等に向けては、広報冊子の配布先を拡大していくとともに、参加者数が伸びていない手話講習会の一層の周知に向けて、本庁舎1階にある「聴覚障害者コミュニケーション支援センター」やSNSを活用するなど効果的な情報発信に取り組んでいく。 ⑦新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けては、人権文化いきづつまちづくりの推進に関する施策(人権施策)としての位置付けや、情報アクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上の視点も考慮しながら、次期障害者計画に今後の方向性等を盛り込んでいく。</p> <p>【移動支援等】 ⑧報酬区分の運用見直しにあたっては、対象者等に対して、区分の変更申請時に丁寧に説明するとともに、速やかな区分判定を行うなど円滑な運用としていく。また、当該事業の基準等を踏まえて、他の外出支援サービス(同行援護、行動援護など)の運用との整理等を進め、適切なサービス提供に取り組んでいく。</p> <p>【就労支援等】 ⑨⑩⑪障害者就労に係る各事業については、より効果的な支援となるよう、引き続き、事業手法等の検証や一層の事業周知、関係機関との連携強化に取り組むとともに、「障害者活躍推進計画」に掲げる目標や取組等も踏まえながら、一体的な支援となるよう、関係部局と連携を図っていく。</p>	<p>【交流・活動支援】 ②身体障害者福祉会館の教育・障害福祉センターへの移転にあたっては、バリアフリー改修や情報通信機器等の導入など、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組んでいく。</p>

